

この申込要領は、実務研修の受講終了まで必ず大切に保管してください。

令和２年度福岡県介護支援専門員実務研修 受講試験受験申込要領

◆ 申込要領をよく読んで、申込手続きをしてください。 ◆

1. 試験日	令和２年 １０月 １１日（日）
2. 申込受付期間	令和２年 ６月 ４日（木） から
	令和２年 ７月 ３日（金） まで
	当日消印有効
	※ 上記申込受付期間外の受験申込書類等の受付はできませんので ご注意ください。
3. 受験手数料	9, 7 0 0 円
	※ 受験申込書類の送付前に「福岡県領収証紙」を購入し、必要様 式に貼付の上、受験申込書類と一緒に送付してください。
	※ 令和元年度から手数料が変わりましたので、誤りのないようご 注意ください。

必ず守ってください。



試験会場への車等の乗り入れ・送迎は固く禁止します！

路上駐車は、地元住民の多大な迷惑となる他、警察署からも固く禁じられています。
必ず公共交通機関を利用してください。



会場近隣の店舗等には、絶対に駐車しないでください！

駐車した場合、受験できない場合がありますのでご注意ください。

<お問い合わせ先>

本申込要領をよく読み、申込要領や提出書類等お手元にご用意の上、お電話ください。

公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

福岡県メディカルセンタービル2階

電話 092-431-4590（業務時間 平日9:00～17:00）

介護支援専門員とは、指定居宅介護支援事業所等に勤務し、介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、在宅又は施設等で適切な介護サービスが利用できるようにケアプランを作成し、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う介護保険法に基づく専門職です。

この介護支援専門員実務研修受講試験は、国（厚生労働省）の定めるところにより実施するものです。

目 次

序	受験に関する見直しについて	P 1
I	受験申込から研修終了までの流れ	P 2
II	試験の概要	P 3 ～ P 7
III	受験資格について	P 8 ～ P 26
IV	試験の実施方法	P 27 ～ P 39
V	試験会場案内図	P 40 ～ P 41
VI	身体障がいのある人等に対する受験特別措置	P 42 ～ P 44
VII	受験申込書等の記入要領	P 45 ～ P 54
巻末	○ 提出書類様式等 (様式1) 受験申込書・写真票・受験票 【記入例】受験申込書・写真票・受験票 (様式2-①) 【記入例】実務経験証明書 法定資格者用 実務経験証明書 法定資格者用 (様式2-②) 【記入例】実務経験証明書 相談援助業務者用 実務経験証明書 相談援助業務者用 (様式3) 領収証紙納付書 附属 申込用封筒 ○ 福岡県領収証紙取扱店一覧	(様式1) 受験申込書・写真票・受験票 →この様式を使用してください。 (様式2) 実務経験証明書 →①か②の該当する様式をコピーして使用してください。 (様式3) 領収証紙納付書 →この様式を使用してください。 (コピーも可) (附属) 申込用封筒 →本封筒で送付してください。

1 受験手数料が9,700円に変わりました。

受験手数料に含まれる試験問題作成料の単価改定により、令和元年度から受験手数料の見直しが行われました。一昨年と金額が異なっていますのでご注意ください。

2 実務経験証明書等の書類の省略について

平成29年度以前に、福岡県の介護支援専門員実務研修受講試験において受験票の交付を受けた方でも、「実務経験証明書」、「資格等を証する書類の写し」等の書類の提出を省略することができません。必要な書類をすべて揃えてご提出ください。

平成30年度、令和元年度に、福岡県の介護支援専門員受講試験において受講票の交付を受けた方のみ、「実務経験証明書」、「資格等を証する書類の写し」等の書類の提出を省略することができます。

3 受験要件の見直し ※旧受験資格の経過措置は終了しました。

平成27年2月12日付けで介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件等が見直されました。平成29年度までは経過措置として従前の受験資格で受験が可能でしたが、平成30年度からは旧受験資格での受験はできません。

新 受験要件	旧 受験要件（平成29年度まで）
実務経験が5年以上かつ、900日以上	実務経験が5年以上かつ、900日以上
○ 法定資格に基づく業務 ○ 相談援助業務 ・（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。）における生活相談員 ・ 介護老人保健施設における支援相談員 ・ 障がい児者に対する計画相談支援を行う相談支援専門員 ・ 生活困窮者自立相談支援事業の主任相談支援員	○ 法定資格に基づく業務 ○ 相談援助業務 ○ 介護等の業務で、かつ、「社会福祉主事任用資格者等」である者 ※一部変更のため左記以外の受験資格はありません。
	実務経験が10年以上かつ、1800日以上
	○ 介護等の業務で、かつ、「社会福祉主事任用資格者等」に該当しない者 ※受験資格はありません。

【1】 受験要件等の確認

- 福岡県での受験対象となっているか確認してください。
- 実務従事期間、実務従事日数が受験要件を満たしているかどうかの確認をしてください。

**【2】 受験申込み**

- 受付期間：**令和2年6月4日（木）～令和2年7月3日（金）（消印有効）**
- 申込書等必要書類を本申込要領綴じ込みの封筒を使って、**簡易書留**で郵送してください。

**【3】 受験票の交付**

- **令和2年9月下旬**に各受験者宛に送付します。
- **令和2年10月1日（木）までに**受験票が届かない場合は、お問い合わせください。

**【4】 試験の実施**

- 試験日程は、**令和2年10月11日（日） 午前10時開始**となっています。
(試験当日は、午前9時40分までに入室してください。)
- 試験会場を間違えないように、必ず、**受験票で会場を確認**してください。
- 試験を中止、延期する場合は福岡県庁、（公社）福岡県介護支援専門員協会のホームページでお知らせします。

**【5】 試験結果の通知**

- 合格発表日は、**令和2年12月2日（水）**です。
- 合格に関わらず、受験者全員に福岡県より「試験結果通知書」を送付します。

**【6】 実務研修受講通知**

- 合格者には、**令和2年12月中旬までに**実務研修の日程等を通知します。

**【7】 実務研修の受講**

- 本研修は、介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修です。
- 研修期間及び研修時間は、令和3年1月～5月の16日間（合計87時間）です。

**【8】 介護支援専門員証の交付申請**

- 実務研修の全カリキュラムを修了した方は、介護支援専門員として登録され、「介護支援専門員証」の交付申請をすることができます。

**【9】 介護支援専門員証の交付**

- 上記【8】の申請者には、5年間有効の「介護支援専門員証」が交付され、介護支援専門員の資格が付与されます。
「介護支援専門員証」の有効期間を更新するには、一定の義務研修の受講が必要です。

Ⅱ 試験の概要

P 3 ~ P 7

1 試験日

令和2年10月11日（日）

2 試験開始時間

午前10時から（午前9時40分までに入室してください。）

3 試験会場（予定）

※ 会場は確定ではありません。変更となる場合があります。また、申込状況によっては、希望と異なる試験会場で受験していただく場合があります。受験票に会場を記載しますので、必ず受験票を確認してください。

試験会場		所在地	地図
福岡地区	福岡大学	福岡市城南区七隈8丁目19番1号	P 4 0
北九州地区	九州国際大学	北九州市八幡東区平野1丁目6番1号	P 4 1

※ 試験会場の大学へのお問い合わせは、絶対にしないでください。

※ 試験日の1週間前を目途として、試験会場の見取図等を福岡県ホームページに掲載予定です。

（各受験申込者が受験する会場についての個別のお問い合わせには応じることができませんのでご了承ください。）

必ず守ってください。



試験会場への車等の乗り入れ・送迎は固く禁止します！

路上駐車は、地元住民の多大な迷惑となる他、警察署からも固く禁じられています。必ず公共交通機関を利用してください。



会場近隣の店舗等には、絶対に、駐車しないでください！

駐車した場合、受験できない場合がありますのでご注意ください。

4 受験手数料

受験手数料は、9,700円です。

※ 9,700円分の福岡県領収証紙で受験手数料をお支払いください。

[注意]

- 納入された受験手数料は、申込を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても返還いたしません。
- 福岡県領収証紙は、国の収入印紙とは異なります。
- 福岡県領収証紙は、福岡銀行本店及び一部の支店並びに県保健福祉環境事務所等で販売しています。（取扱店は、巻末に掲載しています。）

5 受験資格

福岡県での受験資格を有する方は、次の「(1) 受験地」及び「(2) 対象者」の条件をいずれも満たす方です。

(1) 受験地

- ① 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事しており、その勤務先住所地が福岡県である者
- ② 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事しておらず、自宅(住民票)住所地が福岡県である者

受験申込書を提出する時点での就業状況	勤務地	自宅住所地		受験地
受験資格に該当する業務に従事している	福岡県	福岡県	→	福岡県
		県外	→	福岡県
	県外	福岡県	→	県外(勤務地で受験)
		県外	→	県外(勤務地で受験)
受験資格に該当する業務に従事していない (無職の者を含む)			→	福岡県
			→	県外(住所地で受験)

(2) 対象者

次の<ア>及び<イ>の期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が90日以上である者

<ア> 保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務

<イ> 定められた施設等において必置とされている相談援助業務に従事した期間

詳しい受験資格につきましては、「Ⅲ受験資格について」(P8～P26)を必ずご確認ください。

6 受験申込受付期間

令和2年6月4日（木） ～ 令和2年7月3日（金）（最終日の消印有効）

※ 受付期間外の消印があるものについては、受理せず、そのまま返送させていただきます。

7 実務経験証明書等の書類の省略（平成29年度以前は不可）

平成29年度以前に、**福岡県**の介護支援専門員実務研修受講試験において**受験票の交付を受けた方でも、「実務経験証明書」、「資格等を証する書類の写し」等の書類の提出を省略することができません。必要な書類をすべて揃えてご提出ください。**

平成30年度又は令和元年度に、福岡県の介護支援専門員受講試験において受講票の交付を受けた方のみ、「実務経験証明書」、「資格等を証する書類の写し」等の書類の提出を省略することができます。

8 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める介護支援専門員の登録を受けることができませんのでご注意ください。

- ① 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 法第69条の38第3項の規定による業務禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

9 受験票の交付

当該受験資格を満たしている方については、令和2年9月下旬に受験票を送付します。令和2年10月1日（木）までに受験票がお手元に届かない場合は、(公社)福岡県介護支援専門員協会へお問い合わせください。

1 0 試験結果の通知

- (1) 合格発表日
令和2年12月2日(水)
- (2) 発表方法
受験者全員に対し、郵送により可否の通知を行います。
※ 可否に関する電話照会には一切応じられません。

受験票は、試験当日以降も必要です。大切に保管してください。

1 1 受験申込後の注意事項

- 受験申込書等の書類は、受理後は、**一切お返しすることができません。**
- 受験申込書類等に不備のある場合は、**書類の受理ができません。**
必要書類を補正して再提出する場合は、別途、指定の日までに必ず提出してください。**期日までに提出がない場合は、受験の意思がないとみなします。**
※ 書類の再提出を求める場合には、受験申込者に連絡いたします。
※ 書類を再提出する場合には、**改めて、書類を作成し直していただく**ことになります。不備などの書類があった場合でも返却いたしませんのでご了承ください。
- 受験申込書類等に不備や不明な点がある場合には、受験申込者等に連絡いたします。受験申込書には、必ず、日中連絡先を記入してください。携帯電話などを日中の連絡先とする場合には、発信元がわかるよう、以下の電話番号の登録をお願いします。

福岡県介護支援専門員協会 TEL 092-431-4590/092-431-4585

1 2 介護支援専門員実務研修について

- (1) 本試験の合格者は、実務研修を修了し、県の登録を受けると、介護支援専門員の資格が付与されます。
- (2) 実務研修は、厚生労働省が定めるカリキュラムを令和3年1月～5月にかけて16日間(計87時間)の日程で実施します。(研修日が日祝日になることもあります。)
- (3) 実務研修の開催日程等は、合格者全員に、令和2年12月中旬までに通知します。
- (4) 実務研修受講に際しては、別途、受講料及びテキスト代として実費58,000円をご負担いただきます。

日程：全16日間(87時間) + 見学(同行)実習3日間

開催時期：前期(9日間) 1月～3月 後期(7日間) 4月～5月

※ 実務研修を修了し、介護支援専門員の登録及び介護支援専門員交付申請の手続き後でなければ実務に就くことができません。(6月以降)。

1 3 受験申込者の住所等の変更について

受験票、合否通知等は、全て受験申込書の記入内容に基づき、現住所に郵送します。

受験申込後に氏名、住所等受験申込書の記入事項に変更があった場合は、速やかにその旨を本頁にある様式（コピーして使用してください。）に必要事項を記入し、必要に応じ添付書類も同封の上、（公社）福岡県介護支援専門員協会まで郵送してください。郵送の際には、封筒の表面に「**受験申込書記載事項変更届**」と**赤色で記入**してください。

氏名変更の場合 氏名変更の場合は、**変更の経過のわかる戸籍抄本を添付**してください。

住所変更の場合 郵便局への転居届も忘れずに提出しておかれる事をお勧めします。

受験票等の送付の日の直前に変更届を送付された場合は、変更前の氏名で受験票が届いたり、変更前の住所地に受験票が届いたりする場合がございますのでご了承ください。

なお、旧氏名で受験票が届いた場合、試験当日は旧氏名を使用してください。

※コピーして使用してください。

受験申込書記載事項変更届

令和2年 月 日

以下のとおり、受験申込書記載事項が変更になりましたので、変更届を提出いたします。

1 受験申込者

氏 名	希望した試験会場

2 変更する事項 （※ 下の欄に変更した事項を記載してください。）

☐ 氏名の変更 （**変更の経過のわかる戸籍抄本を添付の上、送付してください。**）

(ふりがな) 旧 氏 名	
(ふりがな) 新 氏 名	

☐ 住所の変更

旧 住 所	〒
新 住 所	〒

TEL